

| | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 号外第9 (令和6年5月27日発行) | 発行日 5日、15日、25日 |
| 横 浜 市 報 | 発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【デジタル統括本部企画調整課】 2

[規則]

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル統括本部企画調整課】 3

条 例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月27日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第29号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同欄の事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1の3の項中「法別表第1の15の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの」を「規則で定めるもの」に改める。

別表第2の3の項中「法別表第2の26の項に規定する主務省令で定める事務に準ずるもの」を「規則で定めるもの」に改め、同表の5の項中「法別表第1の84の項に規定する主務省令で定める事務（地域生活支援事業の実施に関する事務に限る。）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

規 則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第54号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法別表第2の9の項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「法第19条第8号主務省令」という。）第2条の表の13の項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第2主務省令」という。）第8条第1号」を「法第19条第8号主務省令第15条第1号」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第8条第1号イ」を「法第19条第8号主務省令第15条第1号イ」に、「以下この号」を「イ」に改め、同条第2号中「法別表第2の10の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の14の項」に、「法別表第2主務省令第9条第4号に規定するサービス」を「法第19条第8号主務省令第16条第4号に規定する障害福祉サービス」に、「当該サービス」を「当該障害福祉サービス」に改め、同条第3号の2中「法別表第2の13の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の17の項」に、「法別表第2主務省令第10条の3」を「法第19条第8号主務省令第19条」に改め、同条第4号中「法別表第2の14の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の18の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第11条第1号」を「法第19条第8号主務省令第20条第1号」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第11条第2号及び第3号」を「法第19条第8号主務省令第20条第2号及び第3号」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第11条第4号」を「法第19条第8号主務省令第20条第4号」に改め、同条第5号表中「法別表第2の16の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表

の20の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第22条第1号に
 」を「法第19条第8号主務省令第12条第1号に」を
 主務省令第12条第1号に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第12条第1
 号イ」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第12条第2号に」を
 「法第19条第8号主務省令第12条第2号イ」を「法第19条第8号主務省令
 第12条第2号イ」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第12条第3号に
 係る部分に限る。）」を「法第19条第8号主務省令第12条第4号」を「法
 第19条第8号主務省令第22条第4号」に、同号ロ」を「同号チ」に改め、
 同号才中「法別表第2主務省令第12条第5号」を「法第19条第8号主務省
 令第22条第5号」に改め、同号カ中「法別表第2主務省令第12条第6号に」
 に改め、同号カ(ア)中「法別表第2主務省令第12条第6号イ」を「法第19
 条第8号主務省令第22条第6号イ」に改め、同条第5号の2中「法
 別表第2の18の項」を「法第19条第8号主務省令第13条第3号」を「法
 第19条第8号主務省令第13条第6号中「法別表第2の20の
 項」に改め、同
 主務省令第30条第3号」に改め、同条第2条の表の37の項」に改め、同
 号ア中「法別表第2主務省令第14条第1号」を「法第19条第8号主
 務省令第39条第1号」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第14
 条第2号」を「法第19条第8号主務省令第39条第2号」に改め、同
 条第8号中「法別表第2の24の項」を「法第19条第8号主務省令第
 2条の表の40の項」に、同号ロ」を「法第19条第8号主務省令第17条」を「法
 第19条第8号主務省令第42条」に、同号ハ」を「法第19条第8号主務省
 令第41条第1号」に改め、同条第9号中「法
 別表第2の26の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の42の
 項」に、同号ニ」を「法第19条第8号主務省令第19条各号」を「法第19
 条第8号主
 務省令第44条各号」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第19条第
 1号」を「法第19条第8号主務省令第44条第1号」に改め、同条
 第10号中「法別表第2の31の項」を「法第19条第8号主務省令第2
 条の表の53の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第22条第
 1号」を「法第19条第8号主務省令第55条第1号」に改め、同号イ
 中「法別表第2主務省令第22条第2号」を「法第19条第8号主務省
 令第55条第2号」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第22条第
 3号」を「法第19条第8号主務省令第55条第3号」に改め、同号エ
 中「法別表第2主務省令第22条第4号」を「法第19条第8号主務省
 令第55条第4号」に改め、同号才中「法別表第2主務省令第22条第
 10号」を「法第19条第8号主務省令第55条第10号」に改め、同条第

36 年法律第 223 号) 第 49 条の 10 第 1 項」に改め、同号イ中「法別表
 第 2 主務省令第 30 条第 2 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 82 条第
 2 号」に改め、同条第 13 号の 3 中「法別表第 2 の 57 の項」を「法第
 19 条第 8 号主務省令第 2 条の表の 81 の項」に改め、同号ア中「法別
 表第 2 主務省令第 31 条第 1 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条
 第 1 号」に改め、同号イ中「法別表第 2 主務省令第 31 条第 2 号」を
 「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条第 2 号」に改め、同号ウ中「法別
 表第 2 主務省令第 31 条第 4 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条
 第 4 号」に改め、同号エ中「法別表第 2 主務省令第 31 条第 5 号」を
 「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条第 5 号」に改め、同号オ中「法別
 表第 2 主務省令第 31 条第 6 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条
 第 6 号」に改め、同号カ中「法別表第 2 主務省令第 31 条第 7 号」を
 「法第 19 条第 8 号主務省令第 83 条第 7 号」に改め、同条第 13 号の 4
 中「法別表第 2 の 61 の項」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 2 条の表
 の 86 の項」に改め、同号ア中「法別表第 2 主務省令第 32 条第 1 号」
 を「法第 19 条第 8 号主務省令第 88 条第 1 号」に改め、同号イ中「法
 別表第 2 主務省令第 32 条第 2 号に」を「法第 19 条第 8 号主務省令第
 88 条第 2 号に」に改め、同号イ(ア)中「法別表第 2 主務省令第 32 条第
 2 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 88 条第 2 号イ」に改め、同号
 ウ中「法別表第 2 主務省令第 32 条第 3 号」を「法第 19 条第 8 号主務
 省令第 88 条第 3 号」に改め、同条第 13 号の 5 中「法別表第 2 の 62 の
 項」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 2 条の表の 87 の項」に、「法別
 表第 2 主務省令第 33 条」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 89 条」に改
 め、同条第 14 号中「法別表第 2 の 64 の項」を「法第 19 条第 8 号主務
 省令第 2 条の表の 89 の項」に、「法別表第 2 主務省令第 35 条」を「
 法第 19 条第 8 号主務省令第 91 条」に改め、同条第 15 号中「法別表第
 2 の 66 の項」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 2 条の表の 91 の項」に
 改め、同号ア中「法別表第 2 主務省令第 37 条第 1 号に」を「法第 19
 条第 8 号主務省令第 93 条第 1 号に」に改め、同号ア(ア)中「法別表第
 2 主務省令第 37 条第 1 号イ」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 93 条第
 1 号イ」に改め、同号イ中「法別表第 2 主務省令第 37 条第 3 号」を
 「法第 19 条第 8 号主務省令第 93 条第 3 号」に改め、同号ウ中「法別
 表第 2 主務省令第 37 条第 5 号」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 93 条
 第 5 号」に改め、同条第 16 号中「法別表第 2 の 67 の項」を「法第 19
 条第 8 号主務省令第 2 条の表の 92 の項」に改め、同号ア中「法別表
 第 2 主務省令第 38 条第 1 号に規定する受給資格及び障害児福祉手当
 又は特別障害者手当の額」を「法第 19 条第 8 号主務省令第 94 条第 1
 号に規定する障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びそ
 の額」に改め、同号ア(オ)中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 4 号」に
 改め、同号イ中「法別表第 2 主務省令第 38 条第 3 号」を「法第 19 条

第8号主務省令第94条第3号」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第38条第4号」を「法第19条第8号主務省令第94条第4号」に改め、同条第17号中「法別表第2の80の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の115の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第43条第1号」を「法第19条第8号主務省令第117条第1号」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第43条第2号」を「法第19条第8号主務省令第117条第2号」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第43条第3号」を「法第19条第8号主務省令第117条第3号」に改め、同号エ中「法別表第2主務省令第43条第5号」を「法第19条第8号主務省令第43条第6号」を「法第19条第8号主務省令第117条第7号」に改め、同号カ中「法別表第2主務省令第43条第7号」を「法第19条第8号主務省令第117条第8号」に改め、同号キ中「法別表第2主務省令第43条第8号」を「法第19条第8号主務省令第117条第9号」に改め、同号ク中「法別表第2主務省令第43条第10号」を「法第19条第8号主務省令第43条第11号」に改め、同号コ中「法別表第2主務省令第43条第13号」に改め、同条第18号中「法別表第2の87の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の125の項」に、「法別表第2主務省令第44条各号」を「法第19条第8号主務省令第127条各号」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第44条第1号」を「法第19条第8号主務省令第127条第1号」に改め、同条第19号中「法別表第2の94の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の132の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第47条第1項第12号」を「法第19条第8号主務省令第134条第13号」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第47条第1項第14号」を「法第19条第8号主務省令第134条第14号」に改め、同号エ中「法別表第2主務省令第47条第1項第16号」を「法第19条第8号主務省令第47条第1項第26号」に改め、同号カ中「法別表第2主務省令第47条第1項第27号」を「法第19条第8号主務省令第134条第27号」に改め、同号キ中「法別表第2主務省令第47条第1項第29号」を「法第19条第8号主務省令第134条第29号」に改め、同号ク中「法別表第2主務省令第47条第1項第31号から第37号まで」を「法第19条第8号主務省令第134条第31号から第37号まで」に改め、同号ケ中「法別表第2主務省令第47条第1項第40号」を「法第19条第8号主務省令第134条第40号」に改め、同号ケ

(ア)中「法別表第2主務省令第47条第1項第39号イ」を「法第19条第8号主務省令第134条第39号イ」に改め、「いう。」の次に「以下この(ア)及び」を加え、同号コ中「法別表第2主務省令第47条第1項第44号に」を「法第19条第8号主務省令第134条第44号に」に改め、同号ク(ア)中「法別表第2主務省令第47条第1項第44号イ」を「法第19条第8号主務省令第134条第44号イ」に改め、同号カ中「法別表第2主務省令第47条第1項第45号」を「法第19条第8号主務省令第134条第45号」に改め、同号キ中「法別表第2主務省令第47条第1項第46号」を「法第19条第8号主務省令第134条第46号」に改め、同号ク中「法別表第2主務省令第47条第1項第47号」を「法第19条第8号主務省令第134条第47号」に改め、同号ケ中「法別表第2主務省令第47条第1項第48号」を「法第19条第8号主務省令第134条第48号」に改め、同条第19号の2中「法別表第2の102の2の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の139の項」に、「法別表第2主務省令第50条第2号」を「法第19条第8号主務省令第141条第2号」に改め、同条第20号中「法別表第2の108の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の144の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第55条第1号」を「法第19条第8号主務省令第146条第1号」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第55条第2号」を「法第19条第8号主務省令第146条第2号」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第55条第6号に」を「法第19条第8号主務省令第146条第6号に」に改め、同号エ(ア)中「法別表第2主務省令第55条第6号イ」を「法第19条第8号主務省令第146条第6号ニ」に改め、同号エ中「法別表第2主務省令第55条第7号」を「法第19条第8号主務省令第146条第7号」に改め、同号オ中「法別表第2主務省令第55条第9号」を「法第19条第8号主務省令第146条第9号」に改め、同号カ中「法別表第2主務省令第55条第10号」を「法第19条第8号主務省令第146条第10号」に改め、同号キ中「法別表第2主務省令第55条第11号」を「法第19条第8号主務省令第146条第11号」に改め、同条第21号中「法別表第2の116の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の155の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第59条の2の2第1号から第5号まで」を「法第19条第8号主務省令第157条第1号から第5号まで」に改め、同号ア(ア)中「法別表第2主務省令第59条の2の2第1号イ」を「法第19条第8号主務省令第157条第1号イ」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第59条の2の2第7号から第12号まで」を「法第19条第8号主務省令第157条第7号から第12号まで」に改め、同号イ(ア)中「法別表第2主務省令第59条の2の2第7号イ」を「法第19条第8号主務省令第157条第7号イ」に改め、同号ウ中「法別表第2主務省令第59条の2の2第14号」を「法第19条第8号主務省令第157条

第14号」に改め、同条第22号中「法別表第2の120の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の158の項」に改め、同号ア中「法別表第2主務省令第59条の3第1号」を「法第19条第8号主務省令第160条第1号」に、「以下この号」を「イ」に改め、同号イ中「法別表第2主務省令第59条の3第2号」を「法第19条第8号主務省令第160条第2号」に改め、同条第23号中「法別表第2の121の項」を「法第19条第8号主務省令第2条の表の160の項」に改める。

第3条の3の次に次の1条を加える。

(条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務)

第3条の3の2 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「法別表主務省令」という。）第15条に規定する事務に準ずるものとする。

第3条の5第2号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第4条の見出し中「定める」の次に「事務及び」を加え、同条中「特定個人情報 は、」を「事務は法第19条第8号主務省令第44条に規定する事務に準ずるものとし、同項に規定する規則で定める特定個人情報 は」に改める。

第6条の見出し中「定める」の次に「事務及び」を加え、同条中「特定個人情報 は、」を「事務は法別表主務省令第60条第8号に規定する事務とし、同項に規定する規則で定める特定個人情報 は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。